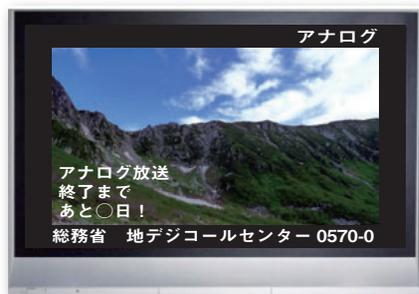


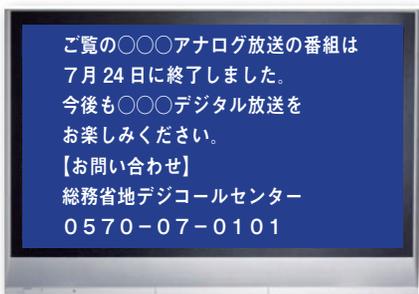
アナログテレビ放送終了までの画面イメージ（仮）

7月1日以降



通常番組の画面上に終了日までのカウントダウン等を表示します。定期的に、全画面スーパーやブルーバック等の「お知らせ画面」が短期間挿入されます。

7月24日正午以降



7月24日正午からブルーバックのお知らせ画面を表示します。24時までに停波します。

停波後



7月24日24時までに停波し、その後は、砂嵐画面となり映りません。

※ VHS ビデオデッキ、パソコン、カーナビ等でアナログテレビ放送を受信している場合も、7月24日以降は視聴できなくなります。

アナログテレビ放送は、7月24日に終了します！

テレビのアナログ放送は、7月24日正午から「お知らせ画面」に移行し、24時まではすべての放送が終了（完全停波）します。

それまでの間に地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを観ることができなくなります。

総務省テレビ受信者支援センターでは、地デジの準備にあたり「何をすればよいかわからない」という人のために、6月27日から市役所本庁舎においてデジサポの専門スタッフによる臨時相談コーナーを開設しますので、お気軽にご相談ください。

**地デジ受信の準備を
お急ぎください！！**



地上デジタル放送を受信するには、UHFアンテナが必要です。



●視聴手段●

- ①デジタルテレビに買い換える
- ②今お使いのテレビをそのまま使用する場合は、デジタルチューナ（価格：約5,000円～）を購入



※ UHF アンテナは、通常そのまま受信できますが、調整や交換・追加が必要な場合もあります。



6月27日(月)～8月26日(金)



地上デジタル放送の臨時相談コーナーを開設します

臨時無料相談コーナーでは、地上デジタル放送の基礎などの情報を提供すると共に…

- ★地上デジタル放送を見られるようにするにはいくらかかるの？
- ★今のアナログテレビをそのまま使って見るにはどうすればいいの？
- ★アンテナは交換しなければならないの？ …など

デジタル放送を受信するための具体的な質問にデジサポの専門スタッフが直接お答えします。

会場	期日	時間
市役所(本庁) 1階エントランスホール	期間中の毎週 月・火・金	午前10時 ～午後4時

【相談コーナーの問い合わせ先】

◎総務省茨城県テレビ受信者支援センター
(デジサポ茨城相談会グループ)
☎0296-303-2601
(平日 午前9時～午後6時)

地デジ全般に関するお問い合わせ、お問い合わせ先がわからない場合は



総務省 テレビ受信者支援センター
(デジサポ：各都道府県に設置されています)
<http://digisuppo.jp/>

受信者や共同受信施設の管理者等へ直接伺い、デジタル移行のための説明を丁寧に行います。

総務省 地デジコールセンター

☎0570-07-0101 (ナビダイヤル)
(平日午前9時～午後9時、土・日・祝日午前9時～午後6時)
※ IP 電話等、ナビダイヤルが繋がらない人は、03-4334-1111へ

- こんな詐欺が増えています
業者が地デジ普及のためと集金にやって来た。地デジ工事がかたつて前金をだまし取られた。総務省と名乗る職員が訪問し費用を請求された。
- 被害にあわないために
運転免許証など身分を確認できるもので、訪問者の名前・住所・免許番号などを聞き、メモする。頼んでいない要件や知らない要件、一方的な要件ははっきりと断りましょう。どんな要求をされても、お金は払わない。絶対に部屋に上がらせない。「不審者」と思ったら、110番！

地デジを口実にした悪質商法にご注意を！

低所得世帯への地デジチューナー等の支援については

総務省 地デジチューナー支援実施センター

①生活保護などの公的扶助世帯、障害者のいる市町村民税非課税世帯、社会福祉施設入所者で「NHK 受信料全額免除の世帯」に対する支援

☎0570-03-3840 (ナビダイヤル)
(平日午前9時～午後9時、土・日・祝日午前9時～午後6時)
※ IP 電話等、ナビダイヤルが繋がらない人は、044-969-5425へ

②上記以外の市町村民税非課税の世帯に対する支援

☎0570-023-724 (ナビダイヤル)
(平日午前9時～午後9時、土・日・祝日午前9時～午後6時)
※ IP 電話等、ナビダイヤルが繋がらない人は、043-332-2525へ

不法投棄は法律により処罰されます！



地上デジタル放送移行に伴い、不要となったブラウン管テレビを廃棄する際には、新たにデジタルテレビを買い換えた小売店へお問い合わせください。

不法投棄には、行為者に対して5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金が科せられます

黄色いベストが目印です

デジサポスタッフは、黄色いベスト(ユニフォーム)、腕章を着用し、身分証明書(ID)を携帯しています。



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

被保険者証が更新されます



長寿医療制度では、医療機関で支払う窓口一部負担金の割合を、前年の住民税課税所得によって、「1割」又は「3割」の判定を行うことから、毎年8月1日に被保険者証を更新します。このため現在お持ちの被保険者証の **有効期限は、7月31日まで** となっています。

更新された被保険者証は、7月末までに郵便でお手元に届きますので、8月1日からは新しい被保険者証で受診してください。

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割負担	本人または同一世帯の被保険者の市民税納税通知書の課税標準額が145万円以上
一般	1割負担	本人または同一世帯の被保険者の市民税納税通知書の課税標準額が145万円未満

■長寿医療制度に関する問い合わせ

医療保険課医療福祉グループ

内線243・252

県後期高齢者医療広域連合 事業課

☎029-309-1213

国民健康保険

高齢受給者証が送付されます

国民健康保険に加入している人で、70歳以上の人は75歳になるまで国民健康保険高齢受給者証が交付されます。高齢受給者証は、毎年8月に更新されるため7月下旬に対象となる人に送付されます。

◎自己負担割合は、前年中の収入に応じて判定されます

70歳になると、医療機関受診の際の自己負担割合が変わります。対象となるのは、70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人は誕生日の月）からです。

高齢受給者証の有効期限 は、

毎年8月1日～翌年7月31日の1年間です

また翌年7月31日以前に75歳の誕生日を迎えられる人は長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に移行されますので、誕生日の前日までが有効期限となります。

※今回の判定で自己負担割合が2割

となった人は…平成23年8月1日から24年3月31日までは1割負担のままで、4月1日からは2割負担の予定となっております。

■国民健康保険に関する問い合わせ

医療保険課国保グループ

内線245・246

65歳以上で一定の障害があると認定された人は

長寿医療制度に加入することができます

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、75歳以上の人（生活保護を受けている人は除く）が被保険者となりますが、65歳以上で一定の障害があると認定された場合には、申請することにより、認定を受けた日から被保険者となることができます。

■問い合わせ

医療保険課医療福祉グループ

内線243・252

◎次の①～④のいずれかに該当する場合は加入できます

- ①障害年金1級又は2級に該当する人
- ②・身体障害者手帳1級～3級までに該当する人
 - ・音声機能又は言語機能障害4級に該当する人
 - ・下肢障害の4級に該当する人
(両下肢のすべての指を欠くもの、一下肢を下腿の1/2以上欠くもの、一下肢の機能の著しい障害)
- ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級に該当する人
- ④療育手帳マルA又はAに該当する人

医療福祉費支給制度&はぐくみ医療費支給制度

医療福祉費支給制度（マル福制度）は、妊産婦、小児、ひとり親家庭の母子・父子、重度心身障害者などに対して、医療費の一部を助成する制度です。

また、市の独自事業「はぐくみ医療費支給制度」は、マル福制度で所得制限を受ける妊産婦や小児、またマル福妊産婦対象疾病以外の医療費の一部を助成する制度です。

種別	対象者	対象期間	助成内容	所得制限額 ※4	更新
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦のうち、産婦人科医等で受診するときのみ有効	母子手帳交付月の初日から出産月の翌月末まで	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金 ※1 を超える医療費	本人又は配偶者の所得 401 万円未満（扶養 1 人増で 30 万円加算）又は同居する家族の所得が 1,000 万円未満	なし
小児	0 歳から 9 歳まで	誕生日から小学校 3 年生の 3 月 31 日まで	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金 ※1 を超える医療費	父又は母の所得が 401 万円未満（扶養 1 人増で 30 万円加算）又は同居する家族の所得が 1,000 万円未満	誕生月の下旬 ※6
ひとり親	①離婚・死別などにより配偶者のいない人で、18 歳未満の子を監護している親とその子 ※2 ②両親のいない子	申請の日から子が 18 歳になった年の 3 月 31 日まで ※3	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金 ※1 を超える医療費	親の所得が 309 万 6 千円未満（扶養 1 人増で 38 万円加算）又は同居する家族の所得が 1,000 万円未満	6 月下旬
重度心身障害者等	①身体障害者手帳 1・2 級（内部障害は 3 級まで）②療育手帳のマル A・A 判定（B 判定の場合は身体障害者手帳 3 級保持者）③障害年金 1 級④ 65 歳以上の人は、上記要件に該当し、かつ後期高齢者医療制度に加入した人	手帳交付月の初日から	保険診療分の医療費	本人の所得が 520 万 9 千円未満（扶養 1 人増で 38 万円加算）又は同居する家族の所得が 636 万 7 千円（扶養 1 人の時は 661 万円 6 千円未満、以下扶養 1 人増で 21 万 3 千円加算）	6 月下旬
はぐくみ妊産婦	母子手帳の交付を受けた妊産婦で、①所得制限により妊産婦マル福を受けられない人②マル福制度対象疾病以外の疾病を助成	母子手帳交付月の初日から出産月の翌月末まで	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金 ※1 を超える医療費、助成は償還払い ※5	なし	なし
はぐくみ小児	所得制限によりマル福を受けられない人で 0 歳から 9 歳まで	誕生日から小学校 3 年生の 3 月 31 日まで	保険診療分の医療費のうち、外来・入院自己負担金 ※1 を超える医療費	なし	誕生月の下旬 ※6

（※ 1）外来・入院自己負担金について（調剤薬局は除く）

外来自己負担金… 1 医療機関につき 1 日 600 円（600 円未満はその額）、月 2 回まで
入院自己負担金… 1 医療機関につき 1 日 300 円（月 3,000 円限度）

（※ 2）配偶者が重度心身障害者等に該当し、一定期間を経過すると、その家族（18 歳未満の子がいる場合）もひとり親に準じるものとして認定されます。

（※ 3）子が重度心身障害者等に該当している場合や高校在学中は 20 歳まで延長となります。

（※ 4）各区分における所得制限額は、定額控除（8 万円）を加えた額となっています。

（※ 5）医療機関窓口で一旦支払いを済ませ、診療月の翌月以降に申請してください。

（※ 6）1 日生まれの子は、前月の下旬となります。

◎マル福制度・はぐくみ医療費支給制度は、申請により適用されます。申請が遅れたときは、申請月から適用となります（期間のさかのぼりは行いません）

■医療福祉費支給制度（マル福）に関する問い合わせは…
医療保険課医療福祉グループ
内線 2 5 2

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付について

＊長寿医療制度被保険者

8 月 1 日に長寿医療（後期高齢者医療）制度の被保険者証（保険証）が更新されます。これに伴い、住民税非課税世帯に該当する被保険者の人には、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

制度の改正により、前年度からの継続となる人は、申請が必要ありません。

認定証は、保険証の封筒に同封して 7 月中に郵送します。

◎また新たに対象になる人には、申請書を郵送しますので、申請してください。

問 医療保険課医療福祉グループ

内線 2 4 0・2 5 2

＊国民健康保険被保険者

▶住民税非課税世帯の人…世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税の場合は、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。入院時に認定証を医療機関に提示すると、医療費の支払いが限度額までとなり食事代も減額されます。（過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える場合は、入院証明書か領収書の写しを持参してください）

▶住民税課税世帯の人…国民健康保険加入者で 70 歳未満の人が入院する場合、限度額適用認定証を交付します。入院時に認定証を医療機関に提示すると、医療費の支払いが限度額までとなります。

【申請方法】 8 月 1 日以降、国民健康保険証と印鑑を持参し、本庁及び各支所の国保窓口で申請してください。また、すでに認定証を交付された人は差し替えますので持参してください。

※国保税の滞納があると、限度額適用認定証は交付できません。

問 医療保険課国保グループ 内線 2 4 5・2 4 6